

令和3年1月1日

東京都水道局「週休2日制確保試行工事」実施要領
(令和3年1月1日版)

1. 目的

建設業界では就業者の著しい高齢化や若手技術者の離職、入職者の減少など、将来の担い手確保が大きな課題となっている。将来にわたり社会資本の整備及び維持管理を継続していくためには、建設業界の若手技術者を確保・育成していくことが重要である。

そこで、建設現場において、土日を休日とする「完全週休2日制」の実現に向け、段階的な施策展開を図っていくことが求められている。

本要領は、「完全週休2日制」の実現を目指して試行する、週休2日制確保試行工事(以下「試行工事」という。)の実施の流れ、提出資料等を定めたものである。

2. 対象工事

全ての土木工事(土木設備工事を除く。)を対象とする。ただし、以下いずれかに該当する工事は対象外とできる。

- (1) 対象期間(本要領3(2)参照)が1か月(約30日)未満の工事
- (2) 単価契約工事や緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事
- (3) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事
例① 災害復旧工事
例② 供用時期が公表されている工事
- (4) 施工時間や施工方法の制約が予想される工事

例 通学時間帯の中断等、地域社会からの要望が予想される工事

なお、受注者は、試行工事を希望しない場合、現場施工に着手する(現場事務所の設置、資機材の搬入又は試験掘等の準備工事が開始される)日(以下「現場着手日」という。)までに、希望しない旨の理由を付して発注者に報告する(別添1参照)。

3. 週休2日制の定義

- (1) 週休2日とは対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 対象期間とは、現場着手日から工事完了日までの期間をいう。
なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇5日間^{※1}、工場製作のみを実施している期間、全部一時中止期間のほか、発注者が対象外と認める期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間等)は含まない。
- (3) 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場所を除き、現場事業所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- (4) 4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合(以下「現場閉所率」^{※2}という。)が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。
- (5) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

※1 夏季休暇の考え方については、参考1「夏期休暇期間の導入について」を参照する。

※2 現場閉所率の算出に当たっては、別添4を参考とすること。

4. 工期の変更

工期の変更理由が以下の①～③に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行う。

- ① 契約内容と異なる事項等が発生し、工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 全部一時中止や一部一時中止により全体工程に影響が生じた場合
- ③ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

5. 積算方法

(1) 書類作成費用

週休2日制確保試行工事に伴う書類の作成費用は、現場閉所率に応じて補正する経費に含まれるため、別途計上は行わない。

(2) 経費の補正

現場閉所状況が4週6休以上（現場閉所率21.4%以上）の場合は、現場閉所率に応じて、間接工事費（共通仮設費率及び現場管理費率）を補正し、直接工事費及び共通仮設費（積上分）に計上される単価のうち労務費、機械賃料、土木工事標準単価に対して週休2日の補正を適用した単価を計上する。

なお、「土木工事標準単価」については、「建設物価（土木コスト情報）」及び「積算資料（土木施工単価）」に掲載の単価を使用しており、補正済み単価（同工種）が物価資料（「建設物価（土木コスト情報）」、「積算資料（土木施工単価）」）の両方に掲載されている場合は、その平均価格（有効数字3桁とし、4桁以下は切り捨て）とし、片方の資料のみに掲載されている単価は、当該単価（有効数字3桁とし、4桁以下は切り捨て）とする。

① 4週8休以上（現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上）

- ・ 共通仮設費率 1.04
- ・ 現場管理費率 1.06
- ・ 労務費 1.05
- ・ 機械賃料 1.04

② 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率が25.0%（7日/28日）以上28.5%未満）

- ・ 共通仮設費率 1.03
- ・ 現場管理費率 1.04
- ・ 労務費 1.03
- ・ 機械賃料 1.03

③ 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上25.0%未満）

- ・ 共通仮設費率 1.02
- ・ 現場管理費率 1.03
- ・ 労務費 1.01
- ・ 機械賃料 1.01

6. 工事成績評定

4週8休以上の現場閉所を実施した場合は、「創意工夫と熱意」の項目で加点対象として評価する。

なお、週休2日を実施できなかった場合であっても、工事成績の減点を行わない。

7. 業務の流れ

(1) 試行工事発注時

発注者は、本要領2により試行工事を選定し、当初設計時に4週8休として経費の

補正を行った上で、起工書、案件公表時の記載及び特記仕様書に当該工事が試行工事である旨を記載する。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、達成状況に応じ補正分を減額変更する。

(2) 試行工事契約時

発注者は、試行工事の実施について、受注者の意向を確認する。受注者より、試行工事を希望しない旨の報告を受けた工事については、受注者は以降の「7 業務の流れ」に記載の義務を負わない。

なお、変更契約時に経費の補正の対象とならないように設計変更を行う。

(3) 試行工事施工時

①受注者は、工事広報板を設置する場合「週休2日制確保試行工事」である旨を記載する。

②受注者は、別添2を参考として、現場閉所の計画が確認できる「現場閉所計画書」(以下「計画書」という。)を発注者へ報告する(報告様式は、水道工事用書類・様式の記載例集(東京都水道局)(統一26様式(以下「統一26様式」という。))による。)

この計画書の提出は、月単位を原則とし、提出期限は、当初月は現場着手日までに、それ以降は翌月の作業開始前までとする。

また、当初月には、現場着手日を明示する。

③発注者は、計画書の報告を受け、現場閉所の計画を確認する。

④受注者は、現場閉所を行うに当たっては、別添3を参考とし、「現場閉所届(休工届)」を発注者へ提出する。発注者は、「計画書」を基に、計画的に現場閉所されているかを確認する。ただし、休日(平成元年東京都条例第10号第1条第1項に規定する東京都の休日)は「休日等の工事施工届」が提出されていない場合は、現場閉所と判断する。

(参考) 提出書類と現場閉所日・作業日区分

	平日	休日及び夏季休暇期間
現場閉所日	現場閉所届を提出	提出書類なし
作業日	提出書類なし	休日等の工事施工届

なお、現場閉所届は、事前提出を原則とするが、予定外の現場閉所日についてはこの限りではない。

(4) 試行工事完了後

受注者は、工事完了日確定後速やかに別添4を参考とし、現場閉所の結果が確認できる「現場閉所報告書」を作成し、発注者に提出する(報告様式は「統一26様式」)。

(5) 設計変更

発注者は、現場閉所の実施結果に応じ「5 積算方法」のとおり、設計変更を行う。

8. 留意事項

(1) 発注者は、受注者より提出された「計画書」及び「現場閉所届(休工届)」を基に、取組を確認する。

(2) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、現場閉所日の前日等、現場閉所中の作業が発生するような指示等を行わない。

(3) 発注者における現場閉所状況の確認については、各試行工事単位で行う。

(4) アンケートへの協力

受注者は、別途送付されるアンケートに記入し、工事完了届提出後14日以内(土、日及び祝日を含む。)に水道局建設部技術管理課組織端末宛にメールで提出する。

提出先：S3000031@section.metro.tokyo.jp

- (5) 試行工事の実施に当たって、本要領に定めのない事項は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

9. 適用

この要領は、令和3年1月1日以後に起工し、公告等を行う案件に適用する。